

川崎市障害者ふれあい製品振興事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活動支援センター、生活介護事業所及び就労継続支援事業所等（以下「地域活動支援センター等」という。）が製作する製品の受注と販路の拡大を図ることを目的として、障害者ふれあい製品振興事業を実施することに関し、必要な事項を定める。

(実施運営主体)

第2条 この事業は、その目的を効果的に達成するため、川崎市が社会福祉法人ともかわさきに委託して、実施するものとする。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、次のとおりである。

(1) 受注あっ旋

受注の安定と拡大を図るため、市民や企業等からの発注に対し組織的に対応し、受注に係わる連絡・調整を行う。

(2) 販路開拓

販路の開拓と拡大を図るため、地域活動支援センター等の製品の販売に組織的に対応し、市民や企業等に働きかけを行う。

(3) 普及・PR活動

地域活動支援センター等の製品を広く市民や企業等に紹介し、その理解を深めるため、作品展の開催や製品カタログの作成等を行う。

(4) その他

その他事業の目的を達成するために必要な活動を行う。

(実施方法)

第4条 社会福祉法人ともかわさきは、この事業を実施するにあたり、地域活動支援センター等を始め関係団体との連絡を密にして行うものとする。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。